

確定申告
の時期が
近づいています

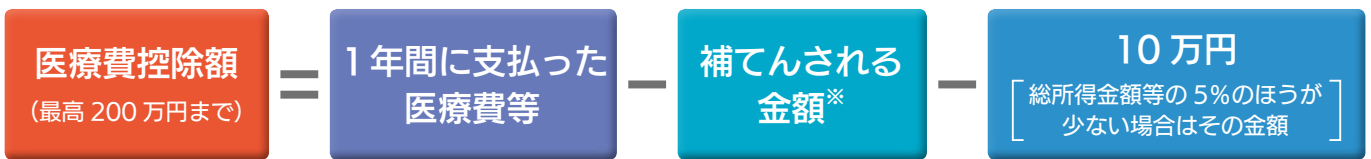


医療費控除を 活用していますか？

医療費控除 とは？

本人または本人と生計を一つにする家族が、毎年1月1日～12月31日までに支払った医療費の自己負担の合計額が10万円超（総所得200万円未満の場合は所得の5%超）であれば、確定申告をすることにより、その年のあなたの課税対象所得額から控除され、税の還付を受けられます。

医療費控除の計算式



還付される金額は上記「医療費控除額」にあな
たの所得税率を乗じた
金額となります。

※補てんされる金額

- 健康保険組合から給付される法定給付金、付加給付金（出産育児一時金等を含む）
- 生命保険、損害保険から支給される、医療給付金や入院給付金、傷害保険金など
- 事故などで加害者から受け取る補てん金
- 自治体等が行っている乳幼児等の医療費助成金

医療費控除の対象になるもの

- ✓ 医療機関への支払い（診療代、入院時の部屋代など）
※自由診療（保険外診療）でも認められる場合があります。
- ✓ 治療または療養を目的とした医薬品の購入（市販薬含む）
- ✓ 出産費用（定期健診、通院費用含む）
- ✓ 介護費用（ケアプランに基づいた在宅介護費用）
- ✓ 介護老人保健施設への入所費、助産所の費用
- ✓ あんま、はり灸、マッサージ、柔道整復等の費用
（医師が必要と認めた治療目的の施術料）
- ✓ 義手、義足、松葉杖、義歯等の購入費用
（治療目的の装具類）
- ✓ 6ヵ月以上寝たきりの人のおむつ代
（医師が必要と認めたとき）
- ✓ 通院費（電車・バス等）
※タクシーは妥当性が認められるとき

医療費控除の対象にならないもの

- ✓ 予防接種の費用
- ✓ 人間ドック、健康診断の費用
- ✓ 禁煙治療薬の購入費用
（処方箋なしで購入したもの）
- ✓ 美容整形、歯の矯正費用
- ✓ 病気予防のための医薬品、健康食品、ビタミン剤等の購入費用
- ✓ 出産のための帰郷費用
- ✓ 治療を目的としないメガネ、補聴器などの購入費用
- ✓ 通院に使ったマイカーのガソリン代、駐車場代、道路料金
- ✓ 本人や家族の都合だけで個室に入院したときなどの差額ベッド代

医療費控除は、**2020年2月17日（月）から3月16日（月）**の確定申告時期に手続きをすると、その年度の処理となりスムーズな還付を受けられます。